

令和4年3月22日
京都市交通局企画総務部総務課

令和4年度入札・契約制度の運用の見直しについて

1 見積書の押印省略について

担当者氏名及び連絡先が明記された見積書については、押印を省略できるとします。その場合、事業者の意思に沿って作成されていることを別途確認いたします（詳細は令和4年3月22日付け通知「見積書の押印に係る取扱いの変更について」を御覧ください）。

2 法定福利費の適切な支払のための取組

平成30年7月から、受注者が本市に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示し、当該金額が、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費の概算額から1/2以上乖離している場合は、本市から受注者に算出根拠の確認等を指示しています。

国からの通知を踏まえ、令和4年4月1日以降は、これに加え、受注者に確認等を指示してもなお乖離がある場合は、本市から建設業許可部局に対し当該事案を通知します。

3 競争入札参加資格申請に係る電子申請

競争入札参加資格審査に必要な申請書類及び添付書類の一部について、インターネット上で提出することができる仕組み（京都府・市町村共同電子申請システム）を導入します。

※ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）や印鑑登録証明書等の、原本の提出が必要な書類については、引き続き紙媒体で申請を受け付けます。

※ 電子申請の方法は、改めてお知らせします。

4 実施時期

上記1及び2は、令和4年4月1日以降に締結する契約案件から実施します。

上記3は、令和4年10月1日の競争入札参加資格審査の新規申請から導入を予定しています（登録済みの事業者については、次回の一斉更新である、令和6年4月1日（物品）、令和8年4月1日（工事）から導入を予定しています）。